

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 愛知県社会福祉士会 福祉・介護情報調査センター

②施設・事業所情報

名称：天王保育園	種別：保育所
代表者氏名：澤田 百合子（園長）	定員（利用人数）： 160名
所在地：みよし市三好町天王5-1-20	
TEL： 0561-32-2346	
ホームページ： https://syoutokukai.or.jp/tenno/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成21年 4月 1日（三好町（現）みよし市より管理移管）	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 昭徳会	
職員数	常勤職員： 35名 非常勤職員 8名
専門職員	園長 1名 保育士 8名
	保育士（主任含）24名 保育補助 0名
	調理師 6名（産休1名） 事務職員 1名
施設・設備の概要	（居室数） 調理室
	保育室 9 医務室 1
	遊戯室 1 相談室 1
	事務室 1 休憩室

③理念・基本方針

<p>・保育理念 天王保育園は、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために保護者及び地域社会と力を合わせ、児童福祉の増進に努めます。職員は社会福祉法人昭徳会の基本理念を基に、子どもの幸福のために子どもに寄り添い、豊かな愛情を持って接し、児童の処遇向上のため知識の習得と技術の向上に努めます。</p> <p>・保育目標 ◇心身共にたくましい元気な子 ◇優しく、思いやりがあり、友だちと仲良く遊べる子 ◇豊かな感性を持ち、創意工夫する子</p>
--

④施設・事業所の特徴的な取組

<p>・隣接する小学校との交流をはじめ、地域住民や関係機関など、地域との交流を積極的に行っている。</p> <p>・園庭も園舎も広く、子どもがのびのびと身体を使った遊び・活動を行うことができる環境があり、担任を持たないフリーの保育士を多く配置することで、見守りが十分に出来る体制があることから、活動的な生活を展開することが出来ている。</p>

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 8月 1日（契約日）～ 令和 5年 3月 20日（評価決定日） 【令和 4年 10月 24日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回
<p>◇特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が正規職であっても在園期間中は時短勤務を選択できる企業に勤めている方が多い地域であることから、子どもの在園時間が短く保育時間が短いという環境要因もあるが、配置基準を上回る職員を採用・配置しており、職員が落ち着いて勤務できる状況が整えられている。職員が安定して勤務していることが質の高い保育の提供に繋がっており、高く評価できる。 ・乳幼児期の愛着の形成に着目した関わりを大切に、保育士が1対1で子どもに対応できるよう配慮している。また、子どもの興味関心を引き出し、子どもが主体的に遊べるようさまざまな工夫をした保育を展開している。そうした保育を実践するために、組織的に職員の力量の向上を図る取り組みを行っている点は評価できる。 ・防災、防犯対策では、子どもの目線にたった園独自の方法を取り入れるなど、子どもたちの安心、安全を第一に積極的に取り組んでいる。 <p>◇改善を求められる点</p> <p>保育の質の向上に向けて、保育実践の振り返りや見直しを日々の業務の中で取り組める体制を整えているが、記録による蓄積が残していけるよう、改善策を検討されたい。保護者の意見を取り入れた保育計画の見直しも含め、保育の見直しに関する議論の結果を記録に残すことを期待する。</p>	

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>今回の第三者評価をうけ、自園の強みと弱みが明確化され、今後の取り組みの参考になりました。コメントの中で、子ども一人ひとりを大切に主体的に遊べるような保育を展開していると評価されたところは職員が日々、子どもたちの育ちを考え取り組んできた成果だとうれしく思います。今後も力を入れ、積極的に取り組んでいきたいと思ひます。反面、特に記録部分が全般的に希薄であることが改善点としてあげられていたので、継続した保育、支援をするためにも保護者の意向も踏まえ、職員みんな考え、改善し、さらなる保育の質の向上に繋げていきたいと思ひます。</p>
--

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・b・c
<コメント> 法人の基本理念、基本方針及び天王保育園の保育理念、保育目標は入園のしおりに記載されており、保護者等に対して入園式等で丁寧に説明されている。職員全員に知っておくべき規定やルール等に関する書類をファイルにまとめて「ステートメントブック」として配布し、理念、基本方針も掲載しており、職員会議にて毎回確認している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・b・c
<コメント> 園長が中心となり、市園長連絡調整会や民間保育園連盟（全国、県）等及び各種メディアの情報を収集し、分析を行っている。必要な情報は適宜、市に確認しており、法人内の他の保育園や地域の保育園等とも情報交換し、園児学の保護者、来園する学校関係、業者等からも情報収集している。把握した情報を分析された記録等の具体的な資料等が無かったため、分析した内容を文書として残す取り組みを期待する。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・b・c
<コメント> 経営状況及び課題等は、法人施設長会で協議され、理事会で承認されている。園では運営会議にて経営状況の把握と分析を行い、職員会議で周知した上で職員間で改善策を話し合っている。年に一度、市と園の現状説明を行い、次年度の人的計画や修繕などについて協議している。他の園と共通する収入および人員不足の経営課題に対して、市内の保育園と連携して、みよし市民間保育園連盟から市長に対して要望書を提出するなど、具体的な取り組みを実施している。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・c
<コメント> 法人の3年単位で策定される中長期計画を基に①理念の具体化に向けたサービス内容・品質 ②財政体質、収益性 ③コミュニケーション（内部・外部）の3つの改善目標を明確に策定し、それぞれの目標に対してアクションプランを立てている。把握された経営状況を踏まえた内容であるかどうかの確認を行うことが出来なかったため、連動していることが第三者にも確認できるような記録を残す取り組みを検討されたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・b・c
<コメント> 法人で策定された中長期計画と連動した単年度の事業計画を園で作成し、具体的な成果等を設定している。事業計画を実現するための収支計画も適切に策定されている。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	b	c
<コメント> 事業計画の策定はリーダー会議で行っており、事業計画の実施状況は中間報告及び事業報告を法人に提出している。事業計画の内容は職員会議で説明し、全職員にステートメントブックに綴じ込むように配布し、常に確認ができるようになっている。事業計画の策定および評価、見直しは組織的に実施されているが手順書等はない。持続的な実施を確保するため手順書やマニュアルの策定を期待する。				
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a	b	c
<コメント> 入園説明会でパワーポイントを用いて説明している。また、4月初めに配布されるクラスだよりで一年間どのような保育をしていくかわかりやすく伝えるよう努めている。利用者アンケートの結果から保護者等の理解が十分であるとは言い切れず、周知方法について改善の余地がある。				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	b	c
<コメント> 市が行っている自園チェックリストと自己チェックリストを年2回実施し、市に提出している。チェックリストの分析は市が行っている。その他に、市が実施している保護者アンケートを基に職員会議や分野ごとの会議等の場で結果を共有し、保育の質の向上に努めている。チェックリストや保護者アンケートの結果を踏まえた改善策の策定と実施、評価の実施が、事業計画にも反映される仕組みの整備を期待する。				
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	b	c
<コメント> 評価結果を園長と主任が分析し、市と保護者に伝えている。分析した結果を職員にも周知し、職員会議で課題の抽出を行っている。課題の改善策は職員会議で検討している。改善策は単年度で実施できるものばかりでなく、中長期で対応する必要がある内容もあるため、職員が確実に事後確認が行えるよう、改善策の検討過程は議事録などへの項目の記載のみではなく、文書化する取組を期待する。				

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	b · c
<コメント> 職務分担表を職員に配布し、園長の役割を周知している。職員に運営会議、職員会議及び日々の情報伝達および指示・指導を通して役割を示している。年2回のヒヤリングを職員全員と行い、職員の考えや思いを聞きながら園長としての方針を示している。有事における園長の責務が明確に定めてあり、不在時には次長（主任保育士）に権限の委託をおこなっている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	b · c
<コメント> 園長は法人や私立保育園連盟から提供される最新の法令改正等に関する情報を把握しており、必要に応じて職員に対して会議等で周知している。法令遵守マニュアルが策定されており、マニュアルはステートメントブックとして配布し、会議等で確認読み合わせを行っている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	b · c
<コメント> 定期的実施している自己評価を職員と丁寧にコミュニケーションを取りながら実施し、職員の意見を反映する取り組みを行ってきた。また、保護者とのコミュニケーションも丁寧にいき、保育の質に関する課題を把握するよう努めている。外部からの情報把握も適宜行いながら、当園に必要な各種マニュアル等の整備に努め、質の向上に努め続けていることが高く評価できる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	b · c
<コメント> 保育業界の重要な経営課題の1つである人材確保と離職防止のため、配置基準を上回る職員の採用を行い、職員が安心して有給休暇や育休を取得できる状況を整え、職員の離職を防ぎ、安定した業務運営が行える組織づくりに取り組んでいる。園長は理事長の支援を受けながら、他の保育園に働きかけを行い、みよし市私立保育園連盟を立ち上げた。連盟として保育園に対する市の補助金制度に対する要望などを伝え、財源確保と保育士の配置、保育の質の向上などに繋げ、市内の保育園全体に対する経営改善に向けた取り組みまで行っており、高く評価できる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	b · c
<コメント> 法人が策定している採用計画に基づいて、安定した保育園運営が行えるように、人材確保に努めている。キャリアパス制度があり、資格取得などの補助金やお祝い金などもあるため、職員に周知し、モチベーションと離職率の低下に繋げている。また、保育のキャリアアップ研修に経験年数7年以上の職員は参加し、各リーダーを設置している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	b · c
<コメント> 法人の評価制度に基づき、処遇、異動等の規程が策定されており、評価基準に基づいて人事マネジメントが行われている。基準はキャリアパスを明確にし、職員一人ひとりが目標をもって、職務に当たれるような内容である。園長が一人ひとりの職員にヒヤリングを実施し、それぞれの意向や意見、人間関係の現状等にも耳を傾け、必要に応じて次長（主任）やグループリーダーとも情報を共有し、育成や改善等にも取り組んでいる。基準は職員に周知されている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a · b · c
<p><コメント></p> <p>園長は職員の就業状況を毎日把握し、年2回の面談を通して意向を確認している。時間外労働のルールを決めたり、年度当初に一年間の役割分担や休日、祝日出勤、行事の担当等決めて勤務予定の見通しが立てやすい工夫をしている。配置基準を超える職員採用や、フリーの保育士の複数配置など、職員が余裕をもって業務に携わることが出来る体制を整備している。</p> <p>法人が毎年実施しているストレスチェックの結果、全国の平均を100とすると当園は55と低く、労働環境及び人間関係も良好であることが表れており、高く評価できる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a · b · c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針等を反映させた法人の評価制度に基づき、職員一人ひとりが目標を設定し中間および期末に面接を行い、一年間の取り組みの達成状況を上席者と確認している。達成状況、取組み状況を踏まえて次の目標を設定している。園長は職員一人ひとりの強み・長所を重視した姿勢で支持的・援助的な姿勢で日常的に育成を意識した声掛けを行っている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a · b · c
<p><コメント></p> <p>年度ごとに目標を明示した研修計画を策定し、階層別や分野別研修を実施している。合わせて園内研修も実施している。また、行政関係、業者等の研修にも本人の希望、園として職員それぞれのレベルにあった身に付けてほしい知識や技術を身につけることができる研修に関して、随時、参加できるように取り組んでいる。研修の基本方針や計画の中に期待する職員像を明示する取組みを期待する。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a · b · c
<p><コメント></p> <p>研修計画に定めた研修以外にも、職員一人ひとりの経験年数や評価制度の目標に合わせた研修に参加できる機会を確保し、個々の職員の技術水準や知識に応じた研修があれば、上席者から本人に研修の情報を提供し、研修受講を勧奨している。OJTの実施も適切に行われている。研修受講後は必ず復命書を提出し、職員会議で共有している。研修成果の評価分析を実施され、評価・分析結果を次の研修計画に反映される仕組みの導入を検討されたい。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a · b · c
<p><コメント></p> <p>実習生は保育士に限らず、調理士やインターンシップなど積極的に受入れを行っている。実習生等の受入マニュアルがあり、職員に共有し、体制を整えている。実習前の事前打ち合わせで、園の説明と実習についての心得等を伝え、実習生の希望も丁寧に聴き、できるだけ希望に添うよう努めている。実習終了時には実習反省会を実施し、振返りの機会を設けている。配置基準を超える職員数を確保していることが、実習生等を余裕をもって受入れることが出来る体制整備にも役立っており、高く評価できる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a · b · c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページに理念や基本方針、行動指針、提供する福祉サービスの内容、事業計画および予算・決算情報、運営施設への苦情と対応内容を公開している。法人のホームページから園のホームページはリンクしているが、園のホームページから法人のホームページに移動するリンクが設置されていないため、情報の確認をしやすくするため、改善を期待する。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a · b · c
<p><コメント></p> <p>事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌は法人の経理規程、組織規程に明文化されており、園には運営規程があり、職員に周知されている。法人本部の確認、法人内部監査、会計監査人による監査の実施により、事業経営・運営の適正性を確保するよう努めている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	b · c
<p><コメント></p> <p>隣接している小学校の卒園児を中心としたボランティアの慰問を受け入れ、イオンの似顔絵展、トヨタセーフティスクール、幼保観劇会への参加など、機会をとらえて積極的に地域での交流を広げる取組を行っている。地域行事のパンフレットの配布やイベントのポスター等の掲示を行う他、個別に子ども・保護者のニーズに応じて職員が地域の社会資源についての情報提供を行うなど、地域との交流を広げるための取組を実施しており、高く評価できる。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	b · c
<p><コメント></p> <p>ボランティアマニュアルを基に受け入れ態勢を整えている。卒園した小学生、中学生、高校生も園に遊びに来ることがあり、ボランティアの一員として子どもたちと触れ合う機会を設けている。また、法人OBのボランティアに環境整備等の応援を受け入れている。受け入れるボランティアに対する研修の実施や、園児や保護者に対するボランティアの受け入れについての事前説明を実施した記録の確認が出来なかったため、ボランティアに対する研修および事前説明を実施した記録を残す取組を期待する。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	b · c
<p><コメント></p> <p>社会資源・連携先のリストを作成し、職員室内に掲示し共有している。園長が市連絡調整会、市主任会に主任が参加するなど、関係機関との連携を目的に会議等に出席している。その他、必要に応じて保健センター、児童相談所、発達センター等の関係機関とも連携し、定期および必要に応じた連携を積極的に行われており、高く評価できる。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	b · c
<p><コメント></p> <p>ホームページに相談窓口を設け、メールにて相談を受付けており、未就園親子を対象とした親子ルームや、園庭開放に参加される親子と積極的にコミュニケーションを取り、相談対応やコミュニケーションを通して福祉ニーズ等の把握に努めている。また、法人では、みよし地区連絡協議会を年1回開催し、保育、障害、高齢者施設の状況の報告や、地域の人から法人に対する要望や意見を聴き、ニーズに対応できるように法人本部とも相談しながら取組を行っている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	b · c
<p><コメント></p> <p>園は一時避難場所になっている。地域の人が避難してきた時に、場所の提供のみでなく備蓄、防災備品の提供ができるよう、準備を確保している。様々な公益的な事業・活動が実施されているが、把握された福祉ニーズに対応するために実施を検討されたものである事の確認は出来なかった。今後は把握された福祉ニーズに対応する事業展開の検討をされた際には後から確認が出来るように、事業・活動を企画する際や見直しを行う際に、どのような地域の福祉ニーズに対応することを目的として行うものであるのかわかるよう、記録を残されたい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	・ (b) ・ c
<コメント> 法人理念、行動指針に子どもを尊重した保育の実施について明示しており、会議の際に職員は確認している。保育園の倫理要綱を制定し、いつでも確認できるように全職員に配布している。子ども主体の保育を行えるように、月1回のグループ会議の際には、個別ケース検討や保育内容を見直しており、組織的な取組を行っている。子どもの人権、文化の違い、互いを尊重する心について、保護者等の理解を図る取組みの確認が出来なかったため、今後の取組を期待する。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	・ (b) ・ c
<コメント> プライバシー保護等の権利擁護についての規定が法人内で整備されており、保育園の倫理要綱と共にファイリングされたステートメントブックを全職員に配布し、すぐに確認できるようにしている。子どものプライバシー保護等の権利擁護については、入職時の研修で説明が行われる他、職員指導の場でも伝達されている。プールの着替えの際にはタオルで巻いて着替える等、個々の保育の場面でもプライバシー保護に配慮が行われている。子どもと保護者に対して権利主体として園がプライバシー保護と権利擁護を行う取組を周知するよう、今後の対応を期待する。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	・ (b) ・ c
利用希望者が見学で訪れた際は、パンフレットを渡すだけでなく、園内を見て回る中で、子どもの掲示物なども見ていただき、今大切にしている保育や子どもたちの興味を持っていることなども説明している。ホームページを随時更新し、提供している保育の内容等をわかりやすく、写真等を用いて伝えている。ホームページやパンフレットの内容は随時見直しが行われているが、内容および方法について保護者等の意見等を聴取する取組の実施は確認できなかった。今後の実施を期待する。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	・ (b) ・ c
<コメント> 入園する際には、入園説明会が開かれ、園のしおりを分かりやすいようにパワーポイントを用いて説明している。外国籍の保護者がいる際は、理解できるまで個別に説明を行っている。市が用意している英語、ポルトガル語などのしおりも活用している。進級時はクラスだよりで保育の変更内容の説明を行っている。配慮が必要な保護者に対する説明は丁寧に行われているが、説明のルール化は確認できなかった。説明内容や手順が職員によって異なることにならないように、対応を検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	・ (b) ・ c
<コメント> 転園時は、保育の記録を次の園に届けている。その際に子どもと家庭の様子を伝え、継続した保育が行えるようにしている。他県に移動する子どもについては、スポーツ振興センター加入のやり取りの際に、保護者の同意を得て、電話で様子を伝えている。他県から転園してくる子どもについても同じように電話で確認を行っている。育休退園した子には当園の一時保育の利用や、園庭開放で園を利用できることを保護者に伝え、相談しやすい状況づくりを行っている。相談窓口は次長（主任）が担当しており、卒園後・転園後も相談に応じている。ホームページ上にも相談窓口を設置しているため、保護者に利用を勧めているが、書面等では伝えられていない。今後は口頭のみでなく、書面等でも伝える取組を実施されたい。			

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	(b) · c
<p><コメント></p> <p>保護者の満足は、保護者アンケート及び保護者懇談会で聞き取りを行い、改善点については検討した後、保護者にフィードバックしている。子どもについては、帰りの会で感想を聞いたり、次の日の活動を一緒に決めたりして、子どもの意見を保育に取り入れている。</p> <p>利用者満足に関する調査結果の分析、改善策の検討等を行う検討会議の設置を期待する。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	(b) · c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員を設置するとともに、第三者委員を招き年1回苦情解決委員会を開催するなど苦情解決の仕組みが確立されている。保護者への周知は、園のしおりに明示、玄関の壁面への掲示、入園時説明会等で行っている。苦情要望等は職員会議で職員に周知され、対応策を検討している。対応策は苦情を申し出た保護者に配慮して、貼り紙・メール配信等で保護者に伝えているが、利用者アンケートの結果から、保護者等に十分伝わっているとは言い切れないため、改善策を検討されたい。</p>			
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a	(b) · c
<p><コメント></p> <p>登降園時には必ず職員が声をかけ、話しやすい雰囲気作りに努め、個別の相談があった場合も日時を調整して対応している。5月の入園時やクラスの変わり目では担任が必ず降園時に保護者対応を行っている。電話やメールでの相談の受け付けや玄関にご意見箱を設置する等、匿名でも意見を言えるように配慮している。</p> <p>相談の複数の方法や相手を選んで相談や意見を伝えることができることを説明した文書を作成し、保護者に配布や、わかりやすい場所に常時掲示する等して周知することを期待する。</p>			
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a	(b) · c
<p><コメント></p> <p>対応マニュアルに則り、苦情解決の仕組みと一体的に運用している。保護者からの意見については速やかに担任、主任、園長が対応し、改善策の検討は園長・主任が行い、全職員に周知されている。対応が実際に行われたかどうかは主任が確認し、職員会議で報告されている。相談や意見、その対応策を記録に残す仕組みと対応マニュアルの定期的な見直しをする仕組み作りを期待する。</p>			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	(a)	· b · c
<p><コメント></p> <p>怪我、ヒヤリハット、事故については職員会議で報告し、対策と検討を行っている。大小関わらず、過去の怪我やヒヤリハットの統計をまとめ、発生した場所と場面を分かりやすく示した園のハザードマップを作成している。ハザードマップは園内に貼り出し、職員のリスク管理意識を高めている。ハザードマップは事故防止ガイドラインと一緒にステートメントブックに綴り、職員がいつでも確認できるようにしてある。プール、水遊びの前には救命救急研修とAEDの講習を行っている。</p>			
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a	(b) · c
<p><コメント></p> <p>感染症ガイドラインに基づいた対応マニュアルを作成し、責任と役割を明確にした管理体制が確立されている。毎日園内をアルコールと次亜塩素酸を使い分けて消毒し、感染症対策を行っている。感染症が発症した場合は、保護者への情報提供、市と法人への報告等適切に対応している。感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施を期待する。</p>			
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	(a)	· b · c
<p><コメント></p> <p>災害時初期行動マニュアルが作成され、定期的な防災訓練に加え、抜き打ちの訓練も実施している。園内の安全性の高い場所に、災害時に園児が避難する場所として、園独自の安全マークを貼り、園児がどこに行けばよいのかすぐ分かるように工夫している。安全確認の方法も確立されており、防災士資格、防災管理者資格を持った保育士が複数いるなど力を入れて取り組んでいる。備蓄の食材・備品類は一目でわかるよう整理・分類し保管している。</p>			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a · b · c
<p><コメント></p> <p>保育の心得と手順書が文書化され、職員各自が所持しているステートメントブックに収められている。標準的な実施方法は研修で職員に周知している。また、倫理綱領や法人の行動指針を遵守して日々の保育は行われている。保育が標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかの確認は、園長と主任が面接、リーダーからの聞き取り、アンケートの実施等で行っている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a · b · c
<p><コメント></p> <p>運営会議、各グループ会議等で保育内容の見直し、検討がされている。日々の保育に関しては毎日こまめに話し合う時間を持ち、その都度反省・評価をして保育の見直しを行っている。会議で標準的な実施方法について検討した記録及び改善の確認の記録を残すことと、保護者からの意見や提案を反映する仕組み作りを期待する。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a · b · c
<p><コメント></p> <p>手順書に則りアセスメントし、指導計画を作成している。乳児及び障がい児は個別の支援計画を作成し、障がい児に関しては保護者の同意を得て作成している。障がい認定には至っていない発達特性のある園児については、発達に配慮した援助を行うことができるよう指導計画を作成している。年長児については小学校へスムーズに移行することを目標として一人ひとりに配慮した指導計画を作成している。さまざまな職種の関係者を加えてアセスメントに関して、協議する取組を期待する。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a · b · c
<p><コメント></p> <p>幼児月案は月に1回、乳児個別月案は2カ月に1回作成する。前月末に月案の反省を行い、翌月の月案に反映させている。反省と翌月の月案は月末までにリーダー、次長（主任）、園長に提出する仕組みになっている。保育内容の確認は次長（主任）・園長が書面で行い、必要に応じて担任に確認し、子どものニーズに即した内容になるようにしている。保育内容の説明を実施していることは確認できたが指導計画の変更に対する保護者の意向の確認と同意を得る取組みは、確認できなかったため、対応を検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a · b · c
<p><コメント></p> <p>記録の書き方のマニュアルがあり、職員によって記録内容や書き方に差が生じないように研修を行っている。クラス会議、グループ会議において子どもの情報を共有し、会議録を全職員が確認している。発達特性を持った子ども及び乳児の記録と指導計画はサーバー内で管理され、職員はいつでも確認できる。質の高い記録を残すことができるよう、記録を取る時間が業務時間中に確保できる勤務体制の工夫もされており、高く評価できる。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a · b · c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録は文書管理規定に則り管理されており、職員には研修を行い、管理体制が確立されている。書類は鍵のかかる棚に保管し、電子データはサーバー内で管理している。すべてのパソコンはパスワードを設定し、ノートパソコンは使用後は鍵のかかる書庫に収納し、USBの使用は禁止されており情報の持ち出しを防いでいる。記録の保存破棄は文書保全年限表で管理されている。開示請求への対応は要項に定められている。個人情報の取り扱いについて、保護者等には入園時に説明をしている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念、方針、目標に基づいて全体的な保育計画を市内の主任が会議を行い作成している。主任が職員の意見等を聞いている。年1回、職員会議で保育実践の振り返りを行っている。保育指針が改定された際は、市内の主任が集まり、市の状況と照らし合わせながら地域の状況を確認し、作成した。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室は広く、自然光が入り明るく、空調も衛生管理も適切に行われている。延長保育で利用する保育室の床の一部に畳が敷かれた部屋があるなど心地よい生活空間が確保されている。手洗い場の数は多く、トイレの配置は子どもが利用しやすいよう工夫されている。子どもの興味関心や発達過程に合わせて環境設定を行い、安心して遊び込めるよう環境整備している。遊具点検、園内の見回りは毎日行い、安全な環境を整えている。年2回業者による遊具点検、消防施設点検を行い、月1回害虫駆除を行っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの特性、家庭状況、生活リズムを把握し、子どもが安心して保育園で過ごせるよう配慮している。そのために職員間の情報共有を密に行い、各会議の議事録は全職員が確認できるようにしている。その日の子どもの心身の状況や発達の状況に合わせて丁寧に保育を行っている。家庭環境等から落ちつかない子どもには職員が1対1でしっかり受けとめ対応している。職員が穏やかに子どもと関われるように、配置基準を超える人数の職員を配置し、職員のストレスチェックを毎年行い、職員の環境改善に取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>食事、排泄、着脱など一人ひとりのペースと発達に合わせ、無理なくできるよう「ほめて伸ばす」をモットーに意欲が高まるよう声をかけ、動機付けを強化するよう援助している。手洗いやうがいは、なぜ必要なのかを分かるように丁寧に子どもに伝え、自分で納得して自発的にできるよう促している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園周辺は自然が豊かな環境があり、天気の良い日は散歩にでかけ、自然とふれ合っている。園庭は広く、遊具の数も十分に配置され、子どもたちが自主的・自発的に遊びを選択して遊べる環境が整っている。年長児には特別養護老人ホーム慰問、法人3園の合同イベントへの参加、隣接する小学校訪問等、さまざまな人たちと交流する機会を設けている。友だち同士のトラブルは社会性を身につける機会と捉え、子どもが成長できるよう援助している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育士は愛着について研修等で理解を深めており、安全な環境の中で子どもと1対1で応答的に関わり、一人ひとりの状況に応じた保育を基本として実践している。特定の保育士と愛着関係が築けるよう配慮した保育を行っている。保護者には毎日子どもの発達状況や保育園での様子を帳面と口頭で伝え、保護者と密なコミュニケーションを取るよう努めている。コーナー保育を取り入れ、0歳児が興味を持ったおもちゃで遊びこめる環境を整備している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの個々の様子を記録にとり、クラス会議で一人ひとりの発達に応じた関わりができるよう話し合っている。園長、主任も関わって、遊びの広がりや人との関わりが豊かになるよう工夫している。子どもの自我の育ちを受け止め、保護者にも話をしながら自分でしたいという気持ちを尊重している。職員室内に特別なおもちゃを配置した場を設けてあり、子どもの気持ちが落ち着くまでクラスから離れた場所で過ごしながら援助することができる環境を整備している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a · b · c
<p><コメント></p> <p>子どもたちが様々な興味関心を持ち、主体的に活動できるよう環境が整えられている。また、子ども同士で話し合いながら協働して活動に取り組めるよう、保育士が状況に応じた活動の設定や声掛けを行うなど、積極的に関わっている。小学校が園の隣にある立地的利点もあり、学校訪問などで、子どもの様子を見てもらえる機会を作っている。卒園後も幼保小連絡会で園での援助や関わり方を伝えている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a · b · c
<p><コメント></p> <p>保護者の同意を得て個別支援計画を作成しておりが、必要に応じて随時個別懇談も行い、子どもの状況に応じた保育を行っている。また、発達センターと連携し、相談や助言を受けている。職員は研修や書籍で障がい理解に努めている。</p> <p>保育園の保護者全体に障がいのある子どもの保育への理解を図る取り組みを行うことを期待する。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a · b · c
<p><コメント></p> <p>他の地域と比較して、勤務時間が短い保護者が多いことから、全体的に子どもが園で過ごす時間も長くはないが、長時間の保育室には異年齢の子どもが過ごすことを考慮して玩具を用意している。また夕方の保育士は決まっており、子どもたちが見通しを立てやすく安心して過ごせるよう配慮している。乳幼児リーダーが毎日子どもの人数に応じて配置職員数を話し合っており、場合によってはクラスを分ける等の対応をしている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a · b · c
<p><コメント></p> <p>小学校就学までに育てて欲しい姿を基に保育計画を立て、保育を行っている。隣接する小学校から訪問があったり、小学校の運動会に年長児向け種目があったりする等、小学校とは双方向の交流の機会がある。就学に不安を感じている保護者とは2月頃に懇談を行い、子どもとの関わり方の相談に乗っている。保育所児童保育要録の他に保護者の記入欄も設けた「つながりシート」も作成し、発達特性のある子および小学校生活に心配のある子に関して記入し、小学校へ提出している。記入内容は保護者が確認している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a · b · c
<p><コメント></p> <p>保健計画に基づいて子どもの健康管理を行っている。園のしおりには体調管理や感染症、怪我に対する園の方針を載せ、入園説明会で説明している。在園児は毎年新しい園のしおりを配布し、再度確認している。子どもの健康に関する情報を保護者と共有し、日々の子どもの健康管理を行っている。乳幼児突然死症候群に関しては、保護者には園便りで伝え、職員には研修や会議で周知している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a · b · c
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科健診の結果は健康診断表に記録し、嘱託医が確認後、保管している。保護者には書面及び口頭で結果を伝え、治療等が必要な場合は受診を促し、受診結果の確認をしている。子どもが自分の健康に関心が持てるように、絵本や紙芝居を利用して伝えている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a · b · c
<p><コメント></p> <p>保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを基にアレルギー対応マニュアルを作成し、適切な対応をしている。医師の診断書に基づき食材チェックを行い、保護者にも食材チェック表を配付し、双方でチェックを行っている。誤食を避けるため、通常食と違う食器を使用している。職員はアレルギーに関する研修に参加し、アレルギーの理解と対応について学んでいる。アレルギー対応の必要な子どもの一覧表を作成し、職員で共有するとともに、アレルギー対応の記録も作成している。アレルギーや慢性疾患がない子どもや保護者にもアレルギー疾患、慢性疾患等に関する理解を図るための取り組みを期待する。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a · b · c
<コメント> 保育園の食育に関する指針の5つの姿を基に食育計画を作成し、食への意欲や興味関心が高まるような取り組みを行っている。自分で食べる量を選べる取り組みや、食事をする場所を変えるなどいつもと違う雰囲気を作るイベントなど、食事を楽しくするよう工夫している。また、給食を食べたらシールを貼る表が保育室に掲示され、食への意欲が高まるよう工夫している。食の取り組みはホームページや給食便りで保護者に知らせており、レシピの配付や、保育参観時に試食会を行うなど家庭と積極的に連携している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a · b · c
<コメント> 衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理の体制を確立し、適切に衛生管理を行っている。日々の食事の状況や毎年実施している嗜好調査から子どもたちの食べる量や好き嫌いを把握し、献立や提供量に反映させている。残食は記録し、給食委員会で献立の検討をしている。季節感を感じる献立や郷土料理を献立に取り入れている。また、地域の食文化であるおこしの作りやおせちやクリスマスの行事食、子どもたちのリクエストメニューなども取り入れている。食育活動の中で体と食の関係について話し、健康に興味関心を持てるようにしている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a · b · c
<コメント> 連絡帳や送迎時に保護者と日々コミュニケーションを取っている。また、クラス便りやホームページで保育の意図や子どもの姿を知らせている。年2回の保育参観や父母の会で保護者の意見や要望を聞き保育の参考にしている。保育行事に保護者が自発的に準備に関わったり、父母の会主催の行事の準備を保育士と一緒にしたり、保護者と連携して子どものための行事を行っている。保護者へのお知らせはキッズリー（アプリ）を利用し、既読確認をし、利用者アンケートの結果から、伝わっているか確認している。利用者アンケートの結果から、友達とのかかわりについて、より詳しく知りたいとの希望があったため、対応を検討されたい。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a · b · c
<コメント> 外国籍で日本語が得意でない保護者には園だよりや、お知らせの内容を理解できるように丁寧に説明したり、持ち物はイラストを活用したりしている。保護者の状況に応じて援助している。保護者の様子や連絡帳の記載内容に気がかりなことがあった場合は、担任が声をかけて詳しく話を聞き、場合によっては次長（主任）と園長が対応している。保護者の気持ちに寄り添い、安心して子育てができるようコミュニケーションを取っている。園長と次長（主任）は日々の保護者対応や行事の挨拶などで子育てのポイントやアドバイスを保護者に伝えている。子育て支援に有効な機関等の情報提供の充実を期待する。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a · b · c
<コメント> 保護者には体罰も虐待であること、園には通告の義務があることを入園時や園だよりで伝えている。虐待が疑われた場合は虐待対応マニュアルに則り対応している。虐待があった際は記録を残している。職員の研修については、市が毎年開催する研修に園長が1回、新人職員は1回参加している。研修の内容は職員に周知されている。子どもが休みがちな家庭には2日に一度電話で様子を確認し、無断欠席が2日続くと電話で状況を確認している。虐待等が疑われた場合、情報を共有し対応を関係機関を含めて対応を協議する体制を整えられたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a · b · c
中間と最終の年2回、自身の保育実践を振り返り、園長との面談を通して一人ひとりの保育士等が専門性を高めることができるよう努められている。個々の保育士等の自己評価そのものを会議で取り上げることは、行っていないため、職員相互が保育実践の振り返り（自己評価）について話し合いを行うことができる機会を設けることを検討されたい。		